

「職業指導教育法」における基礎理念について (覚書) (第一部)

— 民主的職業指導の基礎づけ —

教育学部・職業指導研究室

宇 田 喲 郎

序 説 「職業指導教育法」の根本構想 (試案)

教育職員免許法によれば、「職業指導」を専攻する学生は五つの科目 (一) 職業指導の原理及び技術 (二) 職業情報と進学指導 (三) 職業指導の組織と運営 (四) 自己分析及び職業分析 (五) 職業相談・就職斡旋及び補導) の上に職業指導「教育法」をも必修として課せられている。ところで右の五科目の中で (一) と (二) 乃至 (五) 迄の科目とは講学上いわば総論と各論との関係にあるものと考えられるが、該教育法はこの総論と各論の全体系と当然に分離しては教授も受講もなすべき性質のものではなく、従つて「教育法」は職業指導の全体系を貫く「原理及び技術」と不分離に論及されつゝ、各論たる性質をもつ前示諸問題を学校教育そのものの中に生かされるようにそれらを動的に機能づけねばならない。この前提に立つて筆者は「職業指導教育法」にあつては、そこで扱うべき具体的諸問題に入る前に、そのための基礎理念が堅く把握されていなければならないと考へるのである。

その理念としては、

- 一、職業指導の歴史的考察 (本号)
- 二、新職業指導の理念 (憲法にその理念の基礎が求められるべきである) (その一部は本号)
- 三、新しい職業観の確立
- 四、一般教育と職業教育との関係
- 五、新教育における職業指導の地位

(次号以下)

の五つの課題を筆者は試案として提示するものである。即ちこれらを修得することが是非とも必要であつて、これらの考察の後に具体的な指導上の諸問題に進むの態度が適切だと今のところ考へられるのである。具体的にいうならば、即ち「教育法」では先づ、旧来の我国における職業指導の性格と理念を一応分析し、その上で新憲法下においてその指導理念が従来とどのように変化すべきかを考察し、これを明確に打ち立てることがとりあげられねばならない。しかもこの新しい職業指導の理念の確認を基礎として、否むしろそれとの表裏一体の関係において、新しい職業観を確立することが民主的職業指導の正に先決且つ中心的課題をなすものと確信するのである。蓋し職業観の確立なしに民主的「職業」指導は成立も結実もありえないし、民主社会の建設も期待されないからである。(この点は勿論本稿で充分論究するはずである)。そしてこの職業観の確立についてはまた一般教育と職業教育との関係の問題が関連するが、この問題が教育機関において充分討議され論究されることが理論的にも実践的にも新しい学校職業指導従つて延いては新教育そのものの効果に至大の (あるいは決定的な) 影響をあたえると思うのであつて、この意味でこの問題もまた根本的な課題をなすものとするのである。尙これらの五つの課題は、前述の意味でもとより「原理」の領域でもまた考察の対象とされることは差支ないと思うし、否むしろ「原理」の把握なしには「教育法」の修得は不可能であり、若しくはまた不合理を来し、且つまたこれらの課題の考察は宙に浮いたものとなることを見失つてはならないのである。本稿はこのような趣旨の下に前示の「教育法」上の主要な

基礎的課題を略説ながら取り扱おうとするものであるが、しかしこの小稿は学術的な内容という程のものではなく、私個人の不勉強微力と他の異質の諸学科を担当せしめられている関係もあつて、あくまで試案として筆者自身の覚書にすぎないことを断つておかねばならない。

本 論

序 政治の理念においても実践の過程においても、はたまた国民個々の日常生活の言動においても、民主主義とか、個人の自由と人格の尊厳更には労働の尊厳とかいつたようなことは一般に殆んど顧慮されず、いわゆる前近代的な意識の支配的であつたのが敗戦迄の我国の国柄であつた。殊に昭和十二年以降準戦時体制から戦時体制へと国家政治が進展するや、自由主義思想は全体主義思想、国家主義思想の全盛の前にその圧力により抑圧されて、終にはその姿を没して行つたことは世人の記憶に生々しいところであつて、思うだに正に感無量なるものがあるのである。総じて過去の我国社会においては社会的階級的分立が根をはるや、名譽と地位と看板—「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」（新憲法—四条参照）—の紛飾に眩惑されて人間の価値判断を誤り、卑俗な形式主義は財産・衣装・用語による人間の待遇の仕方を生み出して個人の人格の蔑視を容易に意識と行動に上らせ、やがて「労働」は賤しき者の独占物なりとする非知性的な邪惡愚鈍な觀念がそこに横溢していたことは遺憾ながら歴史的事実である。かくて生きた人間の自由と平等を生活行動の原動力として意識し尊重する理性は失われて、全くの封建社会の再来を思わしめるところの・歴史の歯車に逆行する時代を現出せしめる中に、近代人としての自由と權利を極度に制圧した・かの戦争に突入し、自らの意思で否殆んど無自覺的に人権を否定することが如何に恐怖すべきかを身を以て國民は体験しつつ全面的敗戦を迎えたのであつた。まことに人権は蹂躙され、「専制と隷従、圧迫と偏狹」が支配する・陰うつ且つ不自由極まる生活に沈潜していたのが我々自身の過去なのである。よしその制定当初の予定がこのような事態の発現を意識しなかつたとしても、ともかくも明治憲法下の我国は「大日本帝國ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」るものであり、この統治権の総攬者としての天皇の「臣民」として觀念された國民は、当然に天皇大権の定める「法律ノ範圍内」における微細なる自由と權利しかもちえないのであつた。國民は人間でありながらも、八紘一宇の国体の精華の發揚に奉仕すべき「民草」の地位におかれることを可能ならしめるような原理を明治憲法が構造的に内包していたことは否めないのであつて、前にいつたような非民主主義的な事態もこの旧憲法的政治制度の必然的産物と見るべきものでもある。このような政治的社会的思想と諸条件の包围する当時の我国において、我々の当面する教育一般や職業社会が特定の色彩を帯びていたことは、またやむをえない当然の事象であつたといわねばならない。そこでこのような過去の姿を思いに浮べながら、以下先づ従來の支配的な規範的意識を背景として、勤勞ないし職業指導がどのように理解され運営されたかをうかがつた上で、今日以後の職業指導の性格と理念を考へ順次他の問題に入つて行くことにしようと思うわけである。

一、職業指導の歴史的概観（性格・理念の変せん）

(一) 第一期の職業指導の性格・理念と職業紹介法の性格

我國職業指導の第一段階は、凡そ大正八、九年頃から昭和五年頃までとされているが、此の期の職業指導の性格は次の様に規定されている。即ち根本的にはこの期の職業指導は適材適所主義のそれであり、しかも尙それは第一次大戦後の深刻な失業問題とそこから案出された産業合理化という国策の線に沿うべき性質のものであつた。そして従つて個人の經濟的配慮からする就勞に対処し

て、労働に対する社会的保証がまず日程に上り、次には人的面における能率主義の唱導のもとに眞剣な適材適所主義的配置が考えられた。この適材適所主義はヒューマニズムの思想を以て一貫せられたのであつて、個人のために天職を発見し保護を加えてやるという保護指導が指導の中心点を形成し、そこでは個人の職業選択能力とその自主性は充分な考慮にいれられなかつたのが第一の特長とされるのである。しかもその指導方法は個人のために適職を発見するという個人主義的な性格をもつものであつて、個人の社会的な連関性は意識されることなく従つて単なる一度限りの知能検査に基く個人の生涯の方向決定が意図された点にその第二の特徴が認められるのである。(以上註1) 凡そこのような点にこの期の職業指導の性格づけが行はれるとするならば、そこでは後述の意味での職業(勤労)の倫理性は意識されながらも、職業生活における社会性ということを見過しつつ、根本的には個人の自主性と選択の自由を軽視して、国の政策的な企図に向つて職業指導の機械的参加が求められたにすぎないといわねばならないのである。特にこの期の職業指導において個人差の面のみが強調され性能の陶冶性が閑却されたことは(註2)、(後述するような)旧来の物理機械的な職業指導の欠陥を示すものとして我々の注目を引くものである。

尙当時の職業指導の基本的な性格の問題とも関連し、またその制定がこの期に属する点に鑑みて旧職業紹介法について一言することは、次の段階に属する改正職業紹介法の理念を考察するにあつても必要である。大正十四年四月に制定(同七月施行)された旧職業紹介法は、それが旧来の「慈善博愛的、貧民救済的」職業紹介事業の性格を「社会政策的、産業助成的」なそれへと変えて行つたといわれるにしても、その規範的面については尙反省されるべきものを含んでいるのである。即ち同法が窮極的には先にふれたような旧憲法の原理を基盤とする政治形態の上に立つものであり、しかも歴史的には右に一言した第一次大戦後に発生した激甚な顕在失業者群の慢性的傾向に対する救済対策として案出されたものであることを思うならば、そしてまた職業紹介制度が労働の社会化の必然的要求の形態化の一面を反映するとしても、所詮それは「ただ単に、興えられたる労働力を調整する機能をもつ」にすぎない(註3)のであつて見れば、依然そこでは個人の「人格」という問題は当然に後退し、当時の資本主義経済の破綻のカバーとしての役割を同法は果たしたものに過ぎないといわねばならないであろう。ましてや、次に見る改正法におけるような国家主義的思想を表明する積極的な明文をもたないにしても、同法が職業の社会性個人の人格の尊厳とか個人の主体性とかいつた近代的理念の承認の基礎に立つ管てはないことは、今日の職業安定法のそれと対比してその法的構造の面から明白に指摘されるところである。この意味では本質的には同法の性格は失業労働者に対する慈恵の觀念主義を脱し切れざるままに、当時の独得の日本資本主義に奉仕するものたるを免れることが出来ず、それ自体の自主的な規範性を欠いていたと見るのが適切ではなからうか。

(二) 第二期の職業指導の性格・理念(改正職業紹介法の理念)

職業指導の第二期は昭和五・六年頃から始まるといわれているが(註4)、それは歴史的には満州事変前後、即ち社会思想から云えば国家主義的思想が漸次擡頭し始めた時期であることはいうまでもない。そして立法・行政の面に対するこの思想の影響は甚大なるものがあつて、旧憲法が一応近代議院制度を採用しておりながら、行政権は漸次拡大化の途を辿り、軍と官僚がその勢力をはり出したのもこの時期であることはまた周知の事柄である。職業・労働・教育の分野においての諸政策が、かかる政治形態の影響の埒外に立ちえなかつたことはむしろ必然的なことであつた。そしてこのような政治的社会的思潮が一般化し次いで一層露骨となつて現われたのは、支那事変勃発を契機とすることもまた我々の記憶に新しいところであつて、この意味で問題を我々の当面するも

のに限るときは、昭和十三年四月一日に公布された改正職業紹介法を是非とりあげなければならない。人間と職業に対する全体主義的国家主義的な考え方が歴史的な一頂点に露呈されたものこそ同法の示す理念なのであつて、この点において私は今日の職業指導の意義を理解するにあつて、同法は極めて重要な歴史的な材料を提供するものと考え、ここにその根本思想を一瞥してみる必要を認めるのである。同法はその冒頭において「政府ハ勞務ノ適正ナル配置ヲ図ル爲本法ニヨリ職業紹介事業ヲ管掌ス」といい、その第三条において「政府ハ職業紹介事業ニ併セテ職業指導及必要ニ応ジ職業補導其他職業紹介ニ関スル事項ヲ行フモノトス。前項ノ規定ニ依リ職業紹介及職業指導ハ之ヲ無料トス」と定めた。いうまでもなくこの改正は支那事変遂行のための勞務の需給調整を図るため、従来公営の職業紹介事業の中央集権化と旧法の全面的修正を企てたものであつて、「職業指導」なるものが国法上に明記された最初の立法たる点においては固より劃期的な意義をもつものではあるが、然しむしろそれよりも当時の職業紹介、職業指導に対する支配的な理念を具現したものであるとして特に注目されるべきである。即ち國家の政策に順応するように國民の勞働力の配置を行うというのが第一条の示す本法の根本理念なのであり、従つて職業紹介、職業指導はこの線に沿つて國家により運営されるべきものとされたのである。この故に國の關係行政機關は協力して「兒童の職業をして國家の要望に適合せしむることを期せざるべからず」の指示の下に、職業紹介、職業指導を運営すべき責務を負わされたのであつた(註5)。これによつて如何に本法が國家主義的思想を以つて貫かれ、権力的なものを志向したかが疑いもなく理解されるが、この傾向は戰時政策の進展につれて一層顯著となり強化されたのである。職業紹介、職業指導に対する改正職業紹介法の根本的態度はこのように濃厚な國家主義的色彩を明示したが、このことは本法実施の翌年以降から展開されたいわゆる超國家主義的政治形態との綜合的判斷をなすことによつて、今日の職業指導、職業教育に関する討議に際して有力な素材を興えるものである。そこで次には昭和十四年以後拡充された國家總動員体制の下での基本的問題を概観して、その後でこの期の職業指導の特徴を要約して見よう。國民の權利義務に関する重要事項を殆んど勅令以下の命令に委任したことによつて老大な白紙委任立法として非難され、当時でさえも憲法違反のそしりをさえもうけた、かの國家總動員法が昭和十四年以來全面的に發動されるに至るや、職業・勞働關係についても数多の命令立法が生産力拡充の旗印の下に散発された。従業者雇入制限令、青少年雇入制限令、勞務調整令、國民職業能力申告令、國民徵用令、國民勤勞報國協力令等は即ちこれであり、これらは凡て總力戰のスローガンをかけた國家總動員政治政策の一分枝をなすものであつた。ところでここで重要なことは、この場合國家は國策の總企画者としての立場から國民勞働力を把握するものであつて、國家の公共性は前面に押し出されて公益優先の原理が鳴りもの入りで登場してきたことである。個人は勞資ともに職業選択の自由、就職の自由、雇傭の自由を制限、時には否認され、場合によつては嚴重な処罰を背景に強權によつて勞働力配置が企図遂行されたのである。勞務統制はこれによつてその法的基盤を固めたとともに、國家總動員計画の一環として実施された勞務動員計画の強行によりそれはその極に達したのである。傍らまた、その間独乙の「勞働戰線 Arbeitsfront」思想の翻譯ともいふべき「官制勞働運動」の異名を以つて呼ばれた、かの産業報國運動の展開を見るや、自由な勞働組合運動は壊滅し、勤勞者は或は「産業戰士」と誇稱され、或は「忠誠士」という美名を冠せられて産業報國に放ちこまれたのであつた。かくて戰局の推移悪化に伴い「産業戰士」の美名を裏切り、勤勞者は現實には勞働強化と酷烈悲惨な非人間的な諸條件と環境の下に一路「生産増強」「必勝増産」へと驅使されたのであつて、生活と自由への眼と耳は遮断され、「勤勞の喜び」「勤勞の榮譽性」は軍閥を筆頭とする上層特權階級の虛榮をいやす玩具でしかなく、実はその名を逆行したのが生々しき事實であつたのである。

職業指導の第二期に属するとされる時代において、最も特徴的な段階にある昭和十二年頃から終戦時までの勤労に対する規範的意識とその現実の姿は凡そこのように見られるが、然らばこの時期の職業指導の特徴はどのような点にあるのであろうか。結論から先にいえば、明らかにそれは国家主義の職業指導換言すればいわば「戦域奉公」「勤労報国主義」のそれということが出来るのである。即ち職業の国家性（今日の職業観の内包する職業の社会性とは似て非なるものであることはいうまでもない）が極度に強調され、個人は職業生活を通じて「勤労報国」することが国民として（実は「臣民」としての）義務であるとされ、またそれを鼓吹されたのである。このような国家至上主義の権力意識の旺盛なところに、勤労者階級の「職業選択の自由」とか「生存」の保障が期待されえないことは語るもナンセンスである。個人は国家の前には意思の自由は没却され果ては無視されるに至つたのであつて、強権的な労務の動員のために国家は本質的には個人の自由意思を萎微させ、従つて必然的に勤労意欲を抑圧するという初期の目的とは逆効果の愚を犯したのである。特に当時を風靡した「人的資源」の合言葉が率直に示すように、人間労働力を物量化し個人を物量として観念したことは、当時の社会情勢を端的に反映すると同時にまた当時の労働価値観を如実に物語るものであつて、重大な歴史的意義をもつものである。個人を「物」として配当する社会的意識の存するところに、人格の尊厳はもとより絶対にありえないし、それは完全な人権の否定の外何ものでもない。このように見ると職業指導は法文にその位置を占めたのも束の間、実はその名の下に、国民の意思に基礎をおかない破壊的戦争を斗わんがために打ち出された生産力拡充の要請に応ずる労務動員計画の要望と結合して、軍需労務の量的動員に利用される一方便にしかすぎなかつたことを否定すべくもないのである。しかも尙軍需要員の増大に伴い技能者養成が喫緊の要に迫られるや、適材適所主義の職業指導はあげて戦争目的完遂のために動員された事実はまことに皮肉なことといわねばならない。更に戦局愈々急を告げるにつれ、職業指導は終に最早画一主義に墮し、個人の質的差異や個々の特殊事情に関する何等の考慮も払うことのない傾向を強めて行つたこともまた私の知る事実である（註(6)）。このような情況に鑑みるならば日本職業指導協会がその編著において「昭和十七年文部省が、国民学校の一教科目として職業指導を明示し、この時から職業指導協会編纂の国民学校職業指導教科書が全国一斉に使用されるようになったけれども、実はその時にはもはや、職業指導は行われ得ない時期『空白期』に入つていたといつてよいだろう。この時以後、昭和二年教育基本法および職業安定法が制定されるまでの間は、それまで嘗々とつちかわれてきた職業指導の理念・人材・施設の一切が崩壊しつゝした時期である。」（註(7)）と述べているのは適切なことといふべきである。

甚だ雑な観方ではあるが、右のような理解によつて第二期の中で最も世相の尖鋭化した支那事変以降の職業指導を念頭におくときは、それは名あつても実は本質的には国家至上主義、公益優先の原理に押しつぶされたところの、総力戦経済に対する協力への「職業の指導」であつたのであつて、本来の「職業指導」からは既に踏みはづしていた性質のものとするべきものではなかつたであろうか。「他」への従属を人間労働力に強いる思潮が暗流していたことは、国民徴用の広汎な強行の段階に入つて明瞭に識ることが出来るのである。「勤労の国家性」は絶叫されても勤労のもたらすべき報酬は軽視され、生存の基礎としての職業の経済的意義を度外視するところに「忠君愛国」の道があり「戦域奉公」の誠があると喧伝されるときには、人間は人間でありたいという意思の自由は萎縮せしめられ、人間の幸福感に対する錯覚を教えこまれるものである。畢竟「臣民ノ権利」であつて近代的基本的人権とは観念されず、従つて法律の力によるならば如何様にも規制しうる呈の「職業の選択の自由」であり、しかも尙この卑弱な自由でさえもが、「臣民」の生存権の保障のための自由とは少くとも憲法的構造原理として構成されてはなかつたところに、人間の物量化の实

行が可能となる規範的原理が存する理である。徹底した非民主的・非近代的な人間観と職業観は必然的にそのようなところから生成するわけであつて、封建的・奴隸的政策の犠牲に供せられたものこそ一般勤労下層階級であつた。このような政治的・社会的秩序に対する無反省がやがて国家国民の生命を毀損する事態を結果したことは遺憾ながらもまた当然の結末かも知れないのである。

人間から人間性を奪い去り自由と幸福への追求を強権的にせき止めて、ただ一途に一方的・特権的な支配態への隷属に向つて国民を驅り立てることの規範的な可能性を、旧憲法の構造的原理の中に発見しうることは、旧来の職業指導・職業観の性格についての分析をなすにあつて、それを無関係な事柄として放置しえない重要性をもつことが以上の記述によつて明らかになると思う。否明らかに旧憲法的な理念が職業を、そしてまた職業指導をして本来的な主体性をもたしめなかつたこと、就中後者をして本来のそれたらしめえなかつた実相をつかむことが出来るのである。

二、職業指導に直接する新憲法の理念と職業安定法の構想する職業指導

(一) 教育・職業指導に関する憲法上の基本的事項

前段においては敗戦に至るまでの歴史的段階別に勤労と職業指導に対する一般的な特性をとり上げて見たが、それでは既述のような敗戦までの支配的観念と実践の形態は今日以後如何なる変革をとげるべきか、今日以後における根本理念とその具体的な行動の形態は何処にその根拠となるべき規準を求むべきなのであろうか。次ぎにはこのことが説明されねばならないが、これについての解答は最早彼此論じなくとも、それは日本国憲法そのものの中に書かれてあると一言云えばそれで充分である。確かに右の問題の根本規準は新憲法の構造の中のみこれを求めねばならないのである。そこでやはり一憲法の主な内容の吟味をなさなければならないが、以下では憲法の骨髄をなすものの中で、本稿の問題と不分離の関係にあると考えられるもののみについて概説を行つて、新職業指導のよつて立つべき根本理念について一瞥しそれを明らかにしたい。

敗戦を契機として社会は一変し全く新たな原理に立つ憲法が成立した。この新憲法がポツダム宣言の指導原理をなすところの、国民主権と民主主義の原理そして基本的人権の尊重を原動力となしたことは今更いふまでもない。即ち政治の主権は国民に移り、この憲法はこの国民が確立したのである(憲法前文第一段)。そこでは従つて「国政は、国民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民が享受する」という民主主義の大原則が宣示され、しかもこれは「人類普遍の原理」によるものであると宣言されたのである(憲法前文第一段)。従つてまたかつて絶対的政治権力の主体とされた天皇は「主権の存する日本国民の総意に基」いて、単に日本国と日本国民統合の象徴の地位におかれ、一切の政治権力から隔離されたのである(憲法一条三条四条)。国民が政治権力の主体たる地位に坐つたのであるから、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」とされるのは(憲法一五条)論理の当然の帰結なのであつて、国民主権の原理の下における治者と被治者との同一性の原理がここに認められるわけである。従つてこの意味で被治者としての国民に対し治者(主権者)たるの本来の地位を担保すべく、国民は「すべての基本的人権の享有を妨げられない」ことになり、しかも「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に與えられる。」ことが保障され、それを公共の福祉のために利用し、濫用すべからざる義務を負うとされたのである(憲法一一条一一条二条)。この基本的人権の保障こそ民主主義政治の最高の原理なのでありその生命なのであつて、その理は人間が人間として生きぬくための基本的な社会的条件であるといえるであらう。しかして憲法は「すべて国民は、個人として尊重され

る」ことを定めて、人間が人間たるため、また民主社会の成立するための基本的条件を確立するとともに、この人格権の実質的内容を拡充するために、また「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、」 「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨宣示した（憲法一三条）。この個人の尊厳の保障こそは、すべての基本的人権を集約した意味をもつものとして民主社会の指導精神をなすものであつて、教育は固より凡ゆる国民生活部門について決定的意義を發揮するものであることはいうまでもあるまい。更に「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において」国民は差別されることはなく、すべて法の前に平等であり、従つてまた過去のよな貴族や華族の制度という特権階級の制度の廃止がうたわれた（憲法一四條）ことは、社会的条件による封建的差別待遇の意識も実行も強度であつた我国の歴史的事実に徴するとき、教育の分野においては特に注視さるべきものを含んでいるのである。また従来半ば公然の秘密とまで行われた人権蹂躪の悪弊に徴するときは、一切の奴隷の拘束と強制労働を禁示した規定（憲法一八條）は本稿即ち職業指導上の問題には一般的な関係をもつものであるのである。——凡そ以上述べたところは、主として我々の問題に近接する事項であつて、しかも憲法の表明する政治原理の中で根幹的なものと基本的人権の中心的なものについてであつたが、次には憲法をして新憲法たらしめ、それをして近代的民主憲法の範疇に坐せしめる意義をもち、しかもまた我々の問題に密接不分離の関係をもつところのいわゆる生存権の基本権（或は経済的基本権）の条項について一考しなければならない。この生存権の基本権こそは旧憲法の全く関知しなかつたところのものであつて、その保障をえることによつて我国の政治・社会体制は眞に一直角の大変革をとげるべきものであるのである。

主権者国民は、人格の尊厳を保障されるのみではなく、否むしる人格の尊厳を実質的なものに拡充するためには、先づ人間たるに値する最低の文化生活を営みえなければならぬのであつて、ここに憲法は国民の生存権を保障し、その裏打ちとして各般の社会政策の実行義務を国に課した（憲法二五條一項二項）。旧憲法にはこれを保障した規定が存しなかつた点に鑑み、この条項は劃期的な意義があるが、生存を個人の自由の世界に一任することを建前とする個人主義的自由主義的資本主義原理が招来した弊害の打破がそこに試みられるのである。然しこの生活権の保障といつても、個人の無爲遊樂を無条件に許容する性質のものでは断じてないのであつて、「勤勞の義務」（憲法二七條）を果すものに対してのみその保護が與えられることを銘記しなければならない。次ぎに近代民主社会においては職業の世襲は原理的に矛盾する。そしてまた個人は職業を通してこそ生存経営が可能なのであるから、その選択と就職の自由は確保されねばならぬのであつて、ここに職業選択の自由が人権たる保障をうけることの基本的な重要性が認められるのである。然しこの自由は公共の福祉の観点からの制限に服するものとされる（憲法二二條、尚前記憲法一八條参照）。然しながら複雑且つ生存競争の激甚な近代資本主義社会の中において、個人がその生存権従つてまた職業選択の自由を具体化するためには、生存の経営や職業の運営に必要な一般知識、職業上の特殊知識と技能の獲得を要する理である。憲法が「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」となし、更に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と定めた（憲法二六條）ことは、この意味で我々が留意すべき重要条項である。教育権は即ちこれであり、教育の機会均等がここに保障されたのであつて、教育基本法、学校教育法、大日本育英会法等はこの規定に根拠し、教育権の内容と教育の機会均等の実質的な保障を試みたものであることはいうまでもない。尙右の条項中「ひとしく」とあるのは教育の機会均等を意味するものであることは周知のことであるが、これはL・Q・モス博士によれば「個々人に内在する一般的素養乃至特殊の技能力

を見定め、これを伸長させるにあつての機会均等」という意味に解されているが(註(8))、このことは後述の一般教育と職業教育の関係についても充分考慮しなければならない事柄である。終りに労働者権を保障した左の二つの規定については、後にも述べるように新しい職業観の問題とも関連して最も注意を払わねばならない。「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」(憲法二七条)。「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」(憲法二八条)。前者は即ち勤労権の保障規定であるが、資本主義社会の現段階(憲法二九条参照)において、この権利概念に如何なる内容を盛りうるかについては憲法学及び労働法学上若干議論の存するところではあるが、ともかくもこの規定が前記の生存権との関連において、広義には就職権、職業選択の自由、就労継続権をその内容として包蔵し、狭義には労働意思と労働能力を有する者に対し労働機会を保障する義務を国家が負担し国民はその保障をうける権利を有する意味をもつことは、旧憲法を回顧するときまた劃期的な意義をもつものなのである。職業安定法、失業保険法の制定実施はこの権利の実質的保障としての意味をもち、國家の側ではこの義務の履行としての意味をもつことは既に知られるところである。更に勤労権の内容の拡充のために、労働条件に対しては自由なる契約に國家が介入し、劣悪な労働条件を排除する立場から「人たるに値する」最低基準を法定して、この基準以下による労働者の待遇は法律上禁止し、以て労働者の生存権の具体的保障を図つたものが同条第二項の「賃金、就業時間休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」という規定の立法趣旨であつて、そのいう「法律」が労働基準法を指すことは改めていうまでもないところである。尙また同条第三項が「児童は、これを酷使してはならない。」と明示したことは、これまた従来我國に盛に行われた婦人幼少年の労働面における人権蹂躪と労働酷使の事実と意思を合せて看過しえない歴史的意義を有し、教育分野においてもまたひとしく重視されねばならないものである。後者は即ちいわゆる労働基本権に関するものであるが、これは労働権の思想に裏づけられつゝ、資本主義社会において形式的自由(法律上は契約の自由を認められ権利能力の主体として取扱われる)を持ちながら現実には実質的自由をもたず、経済的弱者として強者たる資本家に隷属する労働者に対し団結の自由を法認することによつて、労資の実質的対等の実現従つて延いては勤労者の人間的解放を図つたものである。法的には労働者に対する憲法二五条の保障する生存権を実現せしめる法的手段をあたえる意図がそこにもうかがえるのである。この団結権の具体的保障を内容とする労働組合法は、同条を母法とする子法たる点から職業教育の立場からは無視すべからざる解放立法の雄たることを忘れてはならない。これら二つの労働者権の意味と内容は、新しい職業教育、職業指導の問題については至大な関係を有することは後述するところから自ら理解されるであらう。

以上において職業指導ないしは教育に直接する新憲法上の重要条項を概観し、それによつて我々の問題に関する基礎的理念についての憲法上の規準を一瞥したが、これによつて旧来のような人間の物化・労働力の物量化といつた、悲劇的な卑屈な封建的支配の意識は、根源的に変革をとげねばならない原理を確認出来るであらう。即ち最早国民は特定の一個人の「臣」ではなく、それ自身一個の「個人」であり、しかも政治権力の主体なのである。従つてまたその享有する自由と権利は主人(天皇)より興えられた恩恵としてのそれではなく、人類普遍の原理に基づく人間が人間であるがために有すべき「基本的人權」なのである。思えば独得の発達経路を辿つた日本資本主義は、遂に我々に眞の自由の何たるかを教える余裕をもたなかつたのであるが、新憲法は右に述べたような基本原理を打ち立てることによつて、この自由の意味、個人の尊嚴の何たるかを知らしめたのであつて、このことは新教育(従つて当然職業指導)に対しては決定的な課題を提供するものであることはいわずして可なりである。就中個人が人間として生きる権利を担保する思想に裏づけられる労働

権(憲法二七、二八条)を確立したことは、その権利の内容の具体的実現に関する義務づけを國家について行つたことと相俟つて、明朗且つ自由な近代的な民主國家の展開を約束するものであり、同時に従つてそれは國家と國民の統合理念を理解せしむるものであつて(註(9))、旧來のような國家と國民の分立觀念や個人に対する國家の上位觀念に通ずる全体主義的の公益優先の思想を否定するものである。主權者であるが故に、國民の個人意思の職業選択における自由、獲得された職業における条件に関する正当な主張をなしうるの權利、職業配置前後における勤勞人格の尊重は、本來的な民主的要求でなければならぬ。これらの民主的要求のもたらす諸權利は、それが個人の必須の社会的条件たる限り、職業社会のよつて立つ全体社会一般が自由に且つ喜びの下にうけ容れるものでなければならぬのであつて、然らざれば「生命、自由及び幸福追求」に対する國民の基本的權利は重大な侵害にさらされるものといわねばならぬのである。この根本認識の確立なきところに、自由にして活たつた職業人、明朗なる文化國家の一員の育成發展は正に單なる空念佛でしかありえないと考えるのである。尙ここで憲法の理念の吟味において忘れられてはならないものは、勤勞の義務性を明示した二七条後段の文言である。これによつて勤勞の權利が單に權利たるに止まらず、同時に義務性を包含した概念なることを知るのであるが、これこそ新憲法が國家再建の方向として勤勞國家を志向しているものであることを宣示するものであつて、そこに憲法の予定する動的生成發展的な文化的國家の性格が眼のあたりにじみ出ることを感じとるのである。して見ると何を理由とし何を根拠として勞働従つて勞働者を侮蔑し社会的差別待遇を行爲しえようか。

概ねこれらの事柄が憲法が我々に要請する基本的な認識の要約であるが、これらの事柄はたゞ單に規範的な意識たるに止らずに、國民個々の生活指針、爲政の基本的な志向とされるのでなければならぬのである。國民生活の動向を指示する新憲法(少なくともこの点にこそ新憲法の旧憲法との根本的な原理的差異が認められると考える)そのものがこのことを主張しているのであつて、主權者たる國民の決意の表明としての新憲法の面目はこのやうなところに存するのであり、民主憲法の眞骨頂はそこにこそ躍動していると思うのである。憲法の構想する國政の基本的な志向が右に觀察したやうなところに理解されるとするならば、民主社會における職業指導・職業教育はこのやうな憲法の基本精神の充分な検討の上にその性格づけと運営が試みられねばならぬことが強調されねばならない(職業教育が依拠すべき学校教育法、教育基本法が憲法の理念を盛り入れている点からもこのことは自明のことに属する)。それならばこの觀點に立つとき、民主的職業指導は一体どのように規定されるであらうか。これについては段を別にして述べることにし、次母にゆずることとする。

(二) 職業安定法の構想する職業指導

前に我々は戦前戦時中の職業紹介法の理念について一言したので、当然、次には戦後の職業紹介制度の問題をとり上げる必要がある。新憲法の成立した以上当然旧職業紹介法は存置しえず、同法は廢止されてここに昭和二年十一月三十日新しく職業安定法が生れたが、同法の性格はどのように理解され従つてまた同法と旧職業紹介法との差異はどこに見出されるか、そしてその場合職業指導は如何なる地位にあつて旧來のそれと變化しているか、これらの事柄について若干概略を述べて見よう。先づ同法は「各人にその有する能力に適當な職業に就く機会を與えることによつて工業その他の産業に必要な勞働力を充足し、以て職業の安定を図るとともに、經濟の興隆に寄與することを目的とする。」旨冒頭にかけてその根本立法精神を明らかにしている(傍点筆者)。そしてこの目的を達成するため、「國民の勞働力を最も有効に發揮させるため」や「失業者に対し、職業に就く機会を與えるため」に「必要な計画」や「政策」を樹立すること、「求職者に対し迅速にその能力に適當な職業に就くことをあつ旋するため……無料の職業紹介事業を行うこと」等の業務を政府

が行う旨定めた(法第四条一号二号三号)。そしてこの職業紹介については原則として「公共職業安定所は、いかなる求職の申込についても、これを受理しなければならない。」としている(法第十七条一尚これに対応して求人申込の受理をも安定所の義務とされている・法第十六条)。これらの規定を総合的に判断するならば、新憲法下において「安定法での国家の役割りは就業の媒介に止まつて就業や採用の強制にまで至らない」のは勿論ではあるが、法の目的とそれの達成のための国家の業務に併せて安定所の負う求職者に対する媒介義務を思い合せるとき、労働者の国家に対する就業への権利という思想とのつながりを理解することが出来るのであつて、憲法所定の労働権の思想の裏づけがなされていると見ることもできるのである。このようにして窮極的には個人の「職業安定を図る」(経済の興隆即ち資本主義経済護持の目的も併せて狙つていることの論究は一応ここではさし控える)ところに同法の根本原理が存する点において、旧職業紹介法のそれとは根本的に異なる性格が見られるのである。このことは同法がその目的を実質的に確保するために、「何人も、公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選択することができる。」として(法第二条)憲法の保障する職業選択の自由を確認し、また「何人も人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として職業紹介、職業指導等について差別的取扱を受けることがない。」として(法第三条本文)、憲法所定の平等権が職業紹介の場合において具体的に保障されていることから一層明確に指摘しうるのである。次に職業指導は同法において如何なる性格を與えられているのであろうか。これについては先づ法が前記「職業の安定を図る」という目的を達成するための政府の業務の一に「求職者に対し、必要な職業指導又は職業指導を行うこと」をかけた(法第四条五号)、次いでこの職業指導は「職業に就こうとする者に対し、その者に適当な職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適応性を大ならしめるために必要な実習、指示、助言その他の指導を行うこと」を内容とする旨定めている(法第五条四号)ことが注目しなければならない(傍点筆者)。これによつて見るに、明らかに安定機関(国家)の行う職業指導は、労働者の労働権 従つてまたその生存権の現実的具体的な確保を狙い志向するという仕事の一端を荷負うとともに、憲法で保障をえた個人の職業選択の自由の拡充と職業生活における個人の進歩と向上に奉仕すべき機能をも包蔵することが理解されるのである。最早かつてのそれのように国家政策に適合するためとか、他の目的への動員のためとかいつたような他律的な性格は排除されて、個人の生活権の確保、人間性の発展というつまりは個人の社会生活における福利と基本的人権の豊かな内容づけへの寄與という、それ自体積極的且つ自主的な任務をもつものであるというべきであらう。そしてまたこのことは、法が更に「職業指導の原則」として、安定所に対して「身体に障害のある者、あらたに職業に就こうとする者その他職業に就くについて特別の指導を加えることを必要とする者」に対する職業指導の実行を義務づけている(法第二条)ことからしても一層明らかとなるのであつて、ここでもその性格の積極面が示され、労働権の行使の実質的担保が意図されていると考えられるのである。

これを要するに安定法の中には憲法の理念がそのままに押し入れられていることが留意されるべきであつて、そこで定められた職業紹介、職業指導は夫々個人の「能力に適合する職業を紹介」(紹介の原則)法第十九条)し、これに寄與しこれを可能且つ容易ならしめるという根本的立場に立脚して、個人の職業・生活の安定に奉仕すべき役割をもたしめられていると結論づけられるのである。かくてかかる性格づけをうける職業紹介、職業指導を国家の行うべき業務としてその中に構成する安定法は、旧職業紹介法とは理念的にも構造的にも全く異質のものであつて、それは憲法が保障する労働権の具体的保障としての役割をもち、国家の側からは国民の労働権に対する義務の履行としての機能を果す立法だということが出来るのである。単純な失業者救済のための「職業紹介」法ではそれはないことは明らかであらう。(第一部完)

- 註 (1) 淡路円治郎氏・「職業指導の原理」・雑誌「職業指導」第二〇卷第九・一〇号一二頁参照
- 註 (2) 淡路氏・前掲二頁
- 註 (3) 風早八十二氏・日本社会政策史二九六頁
- 註 (4) 淡路氏・前掲二頁参照
- 註 (5) 日本職業指導協会編著・職業指導概論一九頁参照
- 註 (6) 淡路氏・前掲三頁参照
- 註 (7) 前掲職業指導概論一九頁
- 註 (8) マ司令部民間情報教育部顧問 J・Q・モス博士・新憲法と民主的職業教育・前掲「職業指導」第二〇卷第五・六号二頁
- 註 (9) 牧野英一氏・新憲法と法律の社会化参照

(昭和 29 年 4 月 30 日受理)

